

平成 31 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 2 号議案～第 37 号議案(追加)

平成 31 年 2 月 27 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 2 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 3 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	平成 31 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 11 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について	1
第 12 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について	4
第 13 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴 市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 制定について	6
第 14 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正 する条例制定について	8
第 15 号 議 案	舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正す る条例制定について	10

第 16 号議案	舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
第 17 号議案	舞鶴市下水道事業減債基金条例制定について	14
第 18 号議案	舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
第 19 号議案	舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	17
第 20 号議案	舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例制定について	19
第 21 号議案	舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	21
第 22 号議案	舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	23
第 23 号議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	24
第 24 号議案	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
第 25 号議案	舞鶴市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定について	27
第 26 号議案	舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	28
第 27 号議案	舞鶴市休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について	32
第 28 号議案	舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定について	33
第 29 号議案	舞鶴市公民館条例の一部を改正する条例制定について	35
第 30 号議案	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について	37

第 31 号議案	舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	38
第 32 号議案	舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	39
第 33 号議案	工事請負契約について(次期最終処分場整備工事)	40
第 34 号議案	財産の無償貸付けについて	42
第 35 号議案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)	別 冊
第 36 号議案	平成 30 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 37 号議案	平成 30 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 4 号)	〃

第 11 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

給料表は、別表第 1 に定める行政職給料表のとおりとする。

第 3 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の給料表は、第 35 条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

第 30 条第 5 項中「及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるもののうち、規則で定めるもの」を削る。

第 34 条の 2 第 3 項中「市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び」を削る。

別表第 1 備考を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 3 条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1 級	主事の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主査の職務
5 級	係長又は主任の職務
6 級	課長又は主幹の職務
7 級	次長の職務
8 級	部長の職務

別表第 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(教育職給料表の廃止に伴う措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による教育職給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級及び号給は、市長が定める。
(舞鶴市旅費条例の一部改正)
- 3 舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。
別表 3 等の項中「教育職給料表の 3 級の職務の級にある者」を削り、同表 4 等の項中「教育職給料表の 2 級及び 1 級の職務の級にある者」を削る。
(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)
- 4 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 項中「及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるもののうち、規則で定めるもの」を削る。
(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)
- 5 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 項中「及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級

以上であるもののうち、規則で定めるもの」を削る。

提案理由

舞鶴市立幼稚園の廃止に伴い、給料表の種類から教育職給料表を削除する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 27 項の前の見出し及び同項中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項(見出しを含む。)中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項(見出しを含む。)中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第7条(見出しを含む。)中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改める。

提案理由

国家公務員の給料水準との均衡を図るため、平成31年度において一般職の職員で職務の級が6級以上であるものの給料の減額措置を実施したいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 13 項中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例の一部改正)

2 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例(昭和 54 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改める。

提案理由

一般職の職員で職務の級が6級以上であるものの給料の減額措置に準じて、平成31年度において市長、副市長及び教育長の給料の減額措置を実施する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 14 号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条第 1 項中「勤務をすること」を「勤務すること」に改める。

(舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成 26 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 条第 2 項及び第 3 項中「第 9 条」を「前条第 1 項」に改める。

(舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例(平成 26 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

労働基準法の改正の趣旨に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる時間の上限を定めることとし、規定を整備したいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成 15 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 行財政改革の総合調整に関すること。

第 2 条第 2 号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

効果的かつ効率的な組織運営を行うため、公室及び部の分掌事務を改めたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成28年条例第4号)
の一部を次のように改正する。

本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、本
則に次の1号を加える。

(3) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市文化財保護条例の一部改正)

2 舞鶴市文化財保護条例(昭和38年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「舞鶴市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」
に、「する」を「指定する」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に
改める。

第4条第1項中「又は」を「、」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条
第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項中「基づいて規定する施行規則」を「基づく規則」に、「教育委

員会」を「市長」に改め、同条第2項中「特別の事情」を「当該指定文化財の適切な管理のため必要」に、「もっぱら」を「適当な者を専ら」に、「代り」を「代わり」に、「責に」を「責めに」に、「を選任する」を「に選任する」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市」に、「つとめなければならない」を「努めなければならない」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市」に、「かかる」を「係る」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「選任又は」を「選任し、又は」に改め、同条第4号中「き損し、又は盗みとられた」を「若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られた」に改め、同条第5号中「した」を「しようとする」に改める。

第8条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条を削る。

第10条の見出しを「(補助金の返還)」に改め、同条中「第8条第1項」を「前条第1項」に、「かかる」を「係る」に、「教育委員会」を「市長」に、「返納しなければならない」を「返還しなければならない」に改め、同条ただし書中「返納」を「返還」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(現状変更等の制限)

第10条 指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(修理の届出等)

第11条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第8条第1項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合又は前条第1項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「、必要な事項は教育委員会が」を「必要な事項は、規則で」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「保護委員会」を「審議会」に改め、同条第2項中「学識経験を有する者の中から教育委員会」を「文化財に関して優れた識見を有する者のうちから市長」に改め、同条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(審議会の設置)

第13条 法第190条第2項の規定に基づき、舞鶴市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第14条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

(舞鶴市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の舞鶴市文化財保護条例の規定に基づきなされた舞鶴市指定文化財の指定その他の行為は、同項の規定による改正後の舞鶴市文化財保護条例の相当規定に基づきなされた舞鶴市指定文化財の指定その他の行為とみなす。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、文化財の保護に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市下水道事業減債基金条例制定について

舞鶴市下水道事業減債基金条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市下水道事業減債基金条例

(設置)

第 1 条 舞鶴市下水道事業に係る企業債の元金の償還及び利息の支払(以下「企業債の元利償還」という。)に必要な財源を確保し、将来にわたる下水道事業の財政の健全な運営に資するため、舞鶴市下水道事業減債基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が管理する。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 5 条 基金は、企業債の元利償還に充てる場合に処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

舞鶴市下水道事業に係る企業債の元利償還に必要な財源を確保し、将来にわたる下水道事業の財政の健全な運営に資するため、舞鶴市下水道事業減債基金を設置したいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例制定
について

舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例(昭和57年条例第24号)の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「第 36 条の 2」を「第 36 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

土地改良法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を加えた額」に改める。

第23条の2第3項、第27条第1項及び第29条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利が確定するものに係る当該料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同

じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道料金等の額を改めたいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例

舞鶴市下水道使用料条例(平成22年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108を乗じて得た額」を「、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市下水道使用料条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している公共下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽(以下「公共下水道等」という。)の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る当該使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した

額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、公共下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の使用料の額を改めたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 25 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の右に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号及び第4号中「卒業した後」の右に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第5号中「卒業をした者」を「卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択

科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に専門職大学の前期課程修了者で実務経験を有するものを加える等所要の改正を行いたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例(昭和22年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項各号」を「同項各号」に、「100分の108を乗じて得た額」を「、同法の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、病院等の使用料及び手数料の額を改めたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「58 万円」を「61 万円」に改め、同項第 2 号中「27 万 5 千円」を「28 万円」に改め、同項第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「58 万円」を「61 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課額の限度額及び保険料軽減措置に係る所得基準額を改めたいので提案する。

第24号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月27日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「以下」を削る。

第13条第1項第3号中「若しくはエ」を削る。

第14条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「災害援護資金は」の右に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の右に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により災害援護資金の利率が条例で定める率とされたことに伴い、当該利率を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険事業基金条例(平成13年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号のいずれかに該当する」を「国民健康保険事業の健全な運営のために必要な財源に充てる」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国民健康保険事業の健全な運営に資するため、基金を処分することができる場合を改めたいので提案する。

第 26 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第 60 条の 20 の 2・第 60 条の 20 の 3) 第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第 1 条中「第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号」の右に「、第 78 条の 2 の 2 第 1 項」を加える。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第 60 条の 20 の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この

条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第 1 号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第 77 条に規

定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第 155 条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第 165 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 60 条の 20 の 3 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4、第 60 条の 5 第 4 項及び前節(第 60 条の 20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項及び第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、

同項第 4 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 62 条第 1 項中「この条」を「この項」に改める。

第 127 条の見出し及び第 176 条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第 193 条第 11 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 204 条中「2 月」を「2 月」と」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、共生型地域密着型通所介護の基準を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 27 号議案

舞鶴市休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市休日急病診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市休日急病診療所条例の一部を改正する条例

舞鶴市休日急病診療所条例(平成26年条例第37号)の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「100分の108を乗じて得た額」を「、同法の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、診療所の使用料の額を改めたいので提案する。

第 28 号議案

舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
例(昭和42年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する学校」の右に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼
保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)」を加える。

第2条中「(という。)」の右に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償
にあつては、市長)」を加える。

第4条中「教育委員会」の右に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補
償にあつては、市長)」を加える。

第5条中「教育委員会規則」の右に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係
る補償にあつては、規則)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の設置に伴い、公務災害補償の対象となる学校医等に幼保連携型認定こども園の学校医等を加えたいので提案する。

第 29 号議案

舞鶴市公民館条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市公民館条例の一部を改正する条例

舞鶴市公民館条例(昭和 51 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

別表第 1 舞鶴市中央公民館の項を削り、同表舞鶴市西公民館の項の次に次のよう
に加える。

舞鶴市中公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地
---------	-----------------

別表第 1 舞鶴市加佐公民館の項中「1.005 番地」を「1005 番地」に改める。

別表第 2 第 1 項の表舞鶴市中央公民館の部を削り、同表舞鶴市東公民館の部中

「

ホール	4,600	6,000	6,900	17,500	を
-----	-------	-------	-------	--------	---

」

「

	円	円	円	円	に改め、
ホール	4,600	6,000	6,900	17,500	

」

同表舞鶴市西公民館の部の次に次のように加える。

舞鶴市中公民館	ホール	6,050	8,100	8,100	22,250
	401 会議室	3,750	5,050	5,050	13,850

402 会議室	950	1,300	1,300	3,550
405 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
406 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
403 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
404 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
視聴覚室	2,300	3,100	3,100	8,500
料理室	3,050	4,100	4,100	11,250

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の舞鶴市公民館条例の規定により行われた舞鶴市中央公民館に係る利用の承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の舞鶴市公民館条例の規定により行われた舞鶴市中公民館に係る利用の承認とみなす。

提案理由

公民館の効果的な管理を行うため、各公民館の連絡調整等を行う部署を見直すこととし、規定を整備したいので提案する。

第 30 号議案

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第28条第6号及び第7号中「短期大学」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者を加えたいので提案する。

第 31 号議案

舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市行政手続条例の一部を改正する条例

舞鶴市行政手続条例(平成8年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「をいう。）」の右に「、幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)又は保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。))」を、「、教育」の右に「又は保育」を加え、「、学生」を削り、「若しくは幼児」を「、幼児若しくは乳児」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の設置に伴い、本条例が適用除外となる処分及び行政指導に、幼保連携型認定こども園等において教育又は保育の目的を達成するためにされる処分及び行政指導を加える等所要の改正を行いたいので提案する。

第 32 号議案

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「者」の右に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程修了者を加えたいので提案する。

第 33 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

次期最終処分場整備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

1, 284, 152, 400 円

4 契約の相手方

りんかい日産・アトラス・水嶋工業特定建設工事共同企業体

代表者 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 229 番地 2

りんかい日産建設株式会社京都営業所

所長 藤丸 忠夫

構成員 舞鶴市字京田 63 番地

株式会社アトラス

代表取締役 水嶋 守

構成員 舞鶴市字高野由里 379 番地の 1

株式会社水嶋工業

代表取締役 水嶋 美奈子

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

次期最終処分場整備工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 34 号議案

財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

平成 31 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 無償貸付けをする財産

旧岡田上小学校

(1) 建物

所在地	種類	構造	面積
舞鶴市字地頭 523 番 地 2	体育館	鉄骨造瓦棒葺平屋建	610.49 m ²
	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	79.41 m ²

(2) 建物の附属物 (1)の建物に附属する電気設備及び給排水設備

2 無償貸付けの目的

人工光型植物工場

3 無償貸付けの相手方

福岡県朝倉市甘木 1754 番地 5

株式会社 Y A S A I

代表取締役 瓜生 茂広

4 無償貸付けの期間

貸付契約締結の日から 10 年間

提案理由

旧岡田上小学校の施設を無償で貸し付けることについて、議会の議決を得たいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第 1 号から第 5 号まで 略)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(第 7 号以下 略)

(第 2 項 略)

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

(第 3 項 略)